

# 保育所等への入所手続きのしおり

## 1 利用について

保育所（園）等は保護者が勤務や病気などの理由で、保育を必要とする就学前児童を家庭で保育できない場合、その必要量に応じて保育を行う施設です。利用するには保育の利用を必要とする理由が必要になります。

保育所（園）等の入所（園）にあたっては、入所選考を行い、保育の利用が必要な程度が高い児童から入所を決定します。

## 2 保育の利用を必要とする理由について

保育所（園）等の利用申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育の利用を必要とする理由」の①～⑩のいずれかに該当する場合です。

保育の利用を必要とする理由	保護者の状況	入所（園）できる期間
① 就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している間（育児休業中は除く。）
② 妊娠・出産	児童の母親が妊娠中又は産後間も無い状態	出産予定日2ヶ月前の月初から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末まで
③ 疾病・障害	疾病や障がいにより家庭での保育が困難な状態	疾病等が回復するまで（診断書による）
④ 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）が介護・看護を常時必要としている状態	介護・看護の必要がなくなるまで（診断書等による）
⑤ 災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあたる場合	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動等に専念している場合	求職活動を理由に入所後累計90日を経過する日が属する月の末まで
⑦ 就学・職業訓練	保護者が大学等に在籍している場合や職業能力訓練を受けている場合	在学・訓練期間中
⑧ 児童虐待・DV	児童虐待・DVにより家庭での保育が困難な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	育児休業をする際に、すでに保育所などに入所している児童がいて継続利用が必要な場合	必要と認められる期間（就労証明書等による）
⑩ その他	上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間

### 【①就労の要件について】

就労として認定する要件は次のいずれかとなります。（）内は就労証明書に記載の雇用形態です。

- 1 雇用契約を結び就労している（正社員、パート・アルバイト、派遣・契約・会計年度任用・非常勤・臨時）
- 2 自ら事業を営んでいる（自営業主）
- 3 自営業専従者又は同居の親族が営む事業に無給で従事している（自営業専従者、家族従業員）
- 4 その他（内職、業務委託など）

### 3 保育時間について

保育時間は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が選択できます。

ただし、保育理由が次の(1)又は(2)に該当する場合は、**保育短時間**で認定となります。

#### (1) 保育を必要とする理由が「就労」であって次の要件すべてに該当する場合

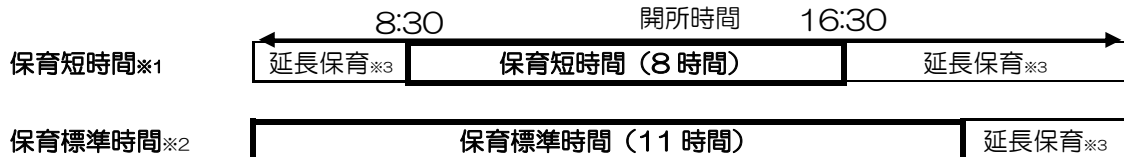
要件① 保護者のどちらか又は両方の1月当たりの勤務時間が120時間未満

要件② 保護者のどちらか又は両方の1日当たりの勤務時間が午前9時から午後4時までの間

#### (2) 保育を必要とする理由が「求職活動」、「育児休業」の場合

※上記(1)又は(2)に該当する場合であっても、通勤の都合等により標準時間で認定が必要な方はご相談ください。

#### 【保育時間のイメージ】



※1 保育短時間は原則として**8:30~16:30**となります。

(すずたこども園を就労以外の理由で利用の場合は8:00~16:00)

※2 保育標準時間は施設により異なります。別紙「大村市 教育・保育施設一覧表」でご確認ください。

※3 延長保育を利用すると、保育料とは別に利用料が必要です。

#### 【慣らし保育について】

入所決定後、4月1日から登園が始まりますが、お子様が保育施設での生活に慣れるまで、**最大2週間程度「慣らし保育」**を行います。「慣らし保育」の期間中は、**保育時間の認定に関わらず早めのお迎えとなりますので**予めご了承ください。また、「慣らし保育」の期間や時間等については入所前に行われる保育施設との面談時にご確認ください。

### 4 申込みについて

次の申込期間に大村市こどもセンターにお申し込みください。なお、施設については、別紙「**大村市教育・保育施設一覧表**」のとおりです。

なお、次の施設については令和4年度から一部変更(予定)がありますので、ご確認ください。

- 三城保育所・・・令和4年度は新規入所児童の募集は行いません。(在園児童のきょうだい児のみ受付)
- 松原保育園・・・認可保育園から認定こども園(松原リトルフォレストこども園)に移行予定。
- たけまつ保育園・・・認可保育園から認定こども園(たけまつこども園)に移行予定。
- ちいさな保育園エミー・・・認可保育園から認定こども園(エミー認定こども園)に移行予定。

入所希望日	申込期間(土・日・祝日を除く)	入所決定通知時期	入所保留(落選)通知時期
令和4年4月1日(※) (一次選考)	令和3年11月1日(月)～ 令和3年11月30日(火)	令和4年2月中旬 (予定)	令和4年1月上旬 (予定)
令和4年4月中 (4月2日以降)	令和4年2月14日(月)～ 令和4年3月10日(木)	令和4年3月中旬	令和4年3月中旬

(※) 令和4年4月1日入所をご希望で、一次選考の申込期間に間に合わない場合は、

**令和4年1月4日(火)から令和3年1月14日(金)の間、追加申込(二次選考分)**を受け付けます。

また、一次選考で入所保留となった場合、二次選考に係るご案内を送付します。

ただし、二次選考は一次選考における利用調整後となりますので、**必ず実施されるものではありません。**

## 5 提出する書類について

申込みにあたっては、次の(1)～(4)の書類が必要です。各書類の詳細は別紙「提出書類チェックシート」をご確認ください。

なお、不足書類や記入漏れ（勤務先記入の書類なども含む）がある場合、申請を受理できませんので、期限に余裕を持って書類をご準備願います。

- (1) 申請書
- (2) 保育の理由別関係書類
- (3) 利用者負担額（保育料）関係書類
- (4) その他の書類

## 6 入所選考結果の通知について

受付期間終了後、提出された申請書類を基に保育の利用が必要な程度を判断し、選考により入所者を決定します。なお、保育の利用が必要と認められるときでも、保育所の定員に余裕がない場合は入所できません。入所選考の結果の通知については、以下の(1)、(2)のとおりです。

### (1) 入所（園）決定について

入所決定した場合、大村市から次の①～③の書類を送付します（2月中旬頃）。入所に際して必要ですので、大切に保管してください。なお、入所が決定した場合、原則として利用施設の変更はできません。

また、一次選考で入所決定後、**入所を辞退した場合、二次選考への応募はできませんのでご了承ください。**

書類名	説明
①認定証（支給認定証）	保育所（園）等における保育の必要性を認定する書類です。
②施設入所承諾書	入所できる保育所（園）等と保育実施期間をお知らせする書類です。
③保育料決定通知書	保育料の月額や副食費の徴収・減免についてお知らせする書類です。

### (2) 入所保留（落選）について

入所選考の結果、入所保留（落選）となった方には、入所保留（落選）通知を発送します。（1次選考12月下旬から1月上旬頃、2次選考1月下旬から2月上旬頃）

引続き4月1日入所を希望する場合は、通知に同封の書類にて希望先を検討し、二次選考にご応募してください。希望先の変更があった場合は再選考を行い、変更がない場合は希望施設に空きが無い場合でも、そのまま選考を行います。なお、再選考の結果の通知は2月下旬頃を予定しております。

### (3) 入所決定後の流れ（入所決定施設との面談）について

入所が決まったら、入所する保育施設との面談を行います。（新規入所又は転園の児童のみ）

面談は、施設から保育内容や重要事項の説明、お預かりするお子様の健康面や日常での生活の状況、保護者の就労状況などについて情報を共有し、安心してお預けしていただけるように行います。

面談時期については、4月1日入所者が確定する**令和4年3月上旬頃**から始まります。

入所施設から個別に連絡を行いますので、ご連絡をお待ちください。

## 7 その他注意事項

### (1) 入所中に必要な手続について

法令により毎年、現況の確認が必要なため、継続して保育施設の利用を希望する場合、現況届の提出が必要です。

また、保育所等に入所が決定した後、当初申請した状況から変更（住所、電話番号、結婚や出産等による世帯構成、離職や妊娠等保育を必要とする理由）が生じた場合、速やかに変更の手続が必要です。

特に保育を必要とする理由の変更については、**正当な理由が無く変更の手続を怠った場合、退所となりうる可能性があります**ので、必ずご連絡をお願いします。

### (2) 退所について

上記(1)に記載のとおり、正当な理由が無く変更申請を怠った場合、退所となりえます。

また、1ヶ月以上継続的に登園が無かった場合も原則として退所となります。

家庭の都合などにより退所することになった際は、「退所届」を通っている園に退所予定日の2週間前までにご提出ください。大村市外の保育施設に通っている場合は大村市こどもセンターにご提出ください。

### (3) 園選びについて

保護者やお子様にとって園選びは重要です。希望される保育施設は可能な限り事前の見学をお勧めします<sup>(※)</sup>。見学が難しい場合は、HPの閲覧・問合せなどで必ず施設についてお調べください。

また、大村市こどもセンター内に保育コンシェルジュを配置しており、希望に沿った保育施設（幼稚園等を含む）や保育サービスについて提案を行っています。また、詳細な保育施設ガイドブックもございますので園選びの参考にご活用ください。

(※) 現在、新型コロナウイルス感染症対策のため園が見学を行っていない場合があります。

### (4) 大村市外の保育施設への入所（広域利用）について

大村市に住民票があり、大村市外の保育施設をご利用希望の際は、大村市への申請が必要です。

申請後に大村市と希望園が所在する自治体間で協議を行います。申請書類については、市内施設を希望の際と同じになります。

なお、市外の保育施設を希望するには「職場が当該自治体に所在する」、「希望施設が通勤経路の途中である」などの理由が必要です（広域利用を認める理由の基準は各自治体によります）。

また、市外から大村市へ転入してきた方（転入予定を含む）で、転入前に入園していた保育施設を継続して利用を希望する場合、転出元の自治体で退所の手続を行い、改めて大村市に申請が必要です。

### (5) 入所に関する証明書について

入所選考により、入所決定又は入所保留（落選）となった際に送付される各種書類は公的な手続（育児休業の延長など）の際に添付する書類（証明）として利用できません。

入所に関する証明書が必要な場合は、大村市こどもセンターへご連絡ください。

### (6) 家庭保育のお願いについて

現在大村市では、保育のニーズが高く、保育士が不足しています。そのため、保護者の仕事がお休みの日などご家庭で保育ができる場合は、家庭保育のご協力をお願いしています。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

※お休みされた場合の保育料等の還付はありませんのでご了承ください。

入所に関するお問合せは、大村市こどもセンターまで

〒856-0832 大村市本町 413-2

TEL : 0957-54-9100 FAX : 0957-54-9174

開庁日 : 月曜日～金曜日（祝日除く） 開庁時間 : 8時30分～17時15分

